

会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務仕様書

1 件名

総委第 56 号

会津美里町キャッシュレス決済およびセミセルフレジ導入業務

2 目的

キャッシュレス決済機器端末とセミセルフレジを導入することにより、多様な支払方法の提供による町民の利便性の向上と、町の収納業務効率化を図ることを目的とする。

3 導入場所及び台数

No	導入場所	台数
1	会津美里町役場本庁舎 1 階窓口	1 台
2	会津美里町役場本郷庁舎本郷支所窓口	1 台
3	会津美里町役場新鶴庁舎新鶴支所窓口	1 台

4 履行期間

令和 6 年 3 月 31 日まで（業務開始予定時期 令和 6 年 1 月）

5 業務内容

主な業務内容は以下のとおりとする。

（1）証明書発行手数料等のキャッシュレス決済に係る機器等の設置及び設定登録業務。決済端末の規格をはじめとする設置に伴う条件は、以下のとおりとする。

- ①クレジットカード決済、電子マネー決済及びコード決済が可能であること。
- ②提示されたクレジットカード等の信用照会は、即時与信が可能であること。
- ③カード決済承認番号が即時取得可能であること。
- ④PCIDSSの現行基準に準拠しているクレジットカード情報非保持型の機種であること。
- ⑤キャッシュレス決済及び現金決済の両方に対応すること。
- ⑥現金収納に必要な機器を用意し、キャッシュレス決済機器との接続を行うこと。
- ⑦キャッシュレス決済機器に内蔵するアプリケーションを用意すること。
- ⑧取り扱う手数料等の種類及び金額情報等を登録できること。
- ⑨⑧で登録された手数料等を選択することで、手作業での金額の入力を行わずに合計支払金額が計算されること。
- ⑩手数料等の追加等の設定が容易にできること。
- ⑪キャッシュレス決済完了後、手数料等の種類、合計金額及び決済手段のわかる

明細の発行ができること。

⑫日別・手数料等別に、どの決済手段で決済されたかわかる情報が出力できること。

⑬決済1件ごとの明細（手数料等の種類、支払種別、決済ブランド、収納日等）の検索・閲覧ができ、CSV等でデータのダウンロードもできること。

⑭決済誤り等発生時に返金処理（電子マネー除く）が決済端末と連動し、容易に行えること。

⑮機器の設置・設定等、使用するために必要な作業は受注者の責任で実施すること。

⑯運用開始までに、操作等について研修及び指導を行うこと。

（2）納入した機器等及びPOS機能に係る運用業務

①取り扱う情報の保管については、十分なセキュリティ対策を実施すること。

②障害発生時の対応とその連絡方法等、サポート体制を明確にすること。

③障害発生時には直ちに対応できる体制を整備し、窓口業務への影響が最小限になるよう対応すること。

④ハードウェア、ソフトウェアを含めたシステム全体の保守管理を行うこと。

（3）指定納付受託業務

①指定納付受託の種類

受託者（複合事業者の場合は構成事業者のうち1者）は、地方自治法第231条の2の3第1項に定める指定納付受託者となり、キャッシュレス決済による支払いを行った納入義務者に代わって当該歳入を納付する事務（以下「指定納付受託」という。）を行うこと。なお、納付方法は、納入義務者等に代わり立替え払いをする「立替払方式」であること。

②指定納付受託の対象となる収入及び支払先

・対象となる収入 証明書発行手数料等（予定）

・支払先 会津美里町

③指定納付受託で取り扱うブランド等

以下のクレジットカード等のブランドについては、必ず対応することとし、その他のブランド、デビットカード、電子マネー、QR・バーコード決済等の取扱いは提案によるものとする。

なお、取扱い可能なブランドが付された受託者以外が発行したクレジットカード等の取扱いも可能とすること。

ア. クレジットカード：「VISA」、「MasterCard」、「JCB」

イ. 電子マネー：「楽天Edy」、「nanaco」、「iD」

ウ. コード決済：「auPAY」、「PayPay」、「楽天Pay」、「d払い」

④指定納付受託の方法

ア. クレジットカード等により決済した手数料等売上（以下、「売上」）は、原則、各月末日を締め日とし、翌月末日（土日祝日の場合は翌営業日）までに、当町が指定する口座に、納入義務者が選択するクレジットカード等の支払方法を問わず、一括で納付すること。

イ. 指定納付受託に係る決済手数料の料率は提案によるものとする。

ウ. アで納付された売上に決済手数料率を乗じた額（税込）及び月額使用料については、原則、納付確認後、受託者の請求により支払う。なお、この請求額に1円未満の端数が出たときはこれを切り捨てるものとする。

エ. アの振込手数料は、原則受託者が負担すること。

⑤不正使用への対応不正使用への対応

キャッシュレス決済の不正使用に対し、十分な防止対策及び補償制度を有すること。

⑥指定納付受託者の指定について

指定納付受託者を地方自治法第231条の2の3第1項の規定により指定する。

事業者決定後、指定納付受託を行う事業者は、「指定納付受託者指定申出書」を提出すること。

6 その他

①受託者は、本業務中に知り得た秘密を本町の承諾なく、第三者に漏らしてはならない。

②受託者が業務の内容の全てを一括して第三者に再委託することは認めない。ただし業務内容の主たる部分を除く一部について、発注者の承諾を得た場合についてはこの限りではない。

③本仕様書に定めのない事項並びに疑義の生じた事項については、本町と受託者で協議の上決定する。